

**#ふるさと納税3.0**

**熊取町新たな地場産品創出等支援事業補助金  
地方創生KCF**

**総合政策部 広報・未来戦略課**

# クラウドファンディングとは

資金調達したい人がプロジェクトを公開し不特定多数が支援を行うシステムのことです。

クラウドファンディングは「群衆（クラウド）」と「資金調達（ファンディング）」を組み合わせた造語。この組み合わせ通り、資金調達に幅広く多くの人に関われるようになったのがクラウドファンディングです。日本のクラウドファンディングはインターネットを利用したサービスを媒介し手行われることが主流。

「資金調達（ファンディング）」は、クラウドファンディングができる前から存在しており、一般的には、「資金調達（ファンディング）＝金融機関や関係者などから出資を受ける」でした。

しかし、インターネットを媒介することにより不特定多数（＝「群衆」（クラウド）」）が出資を募ること、そして不特定多数が支援することが可能となり、従来の資金調達より、広く早く調達することが可能となりました。この調達手法をクラウドファンディングと呼びます。

当初は新商品のマーケティングとしてクラウドファンディングを活用していましたが、昨今では資金調達の要素が強くなってきており、事業運営の新たなファクターとなっています。

【クラウドファンディングフレーム】



## 本事業の目的

---

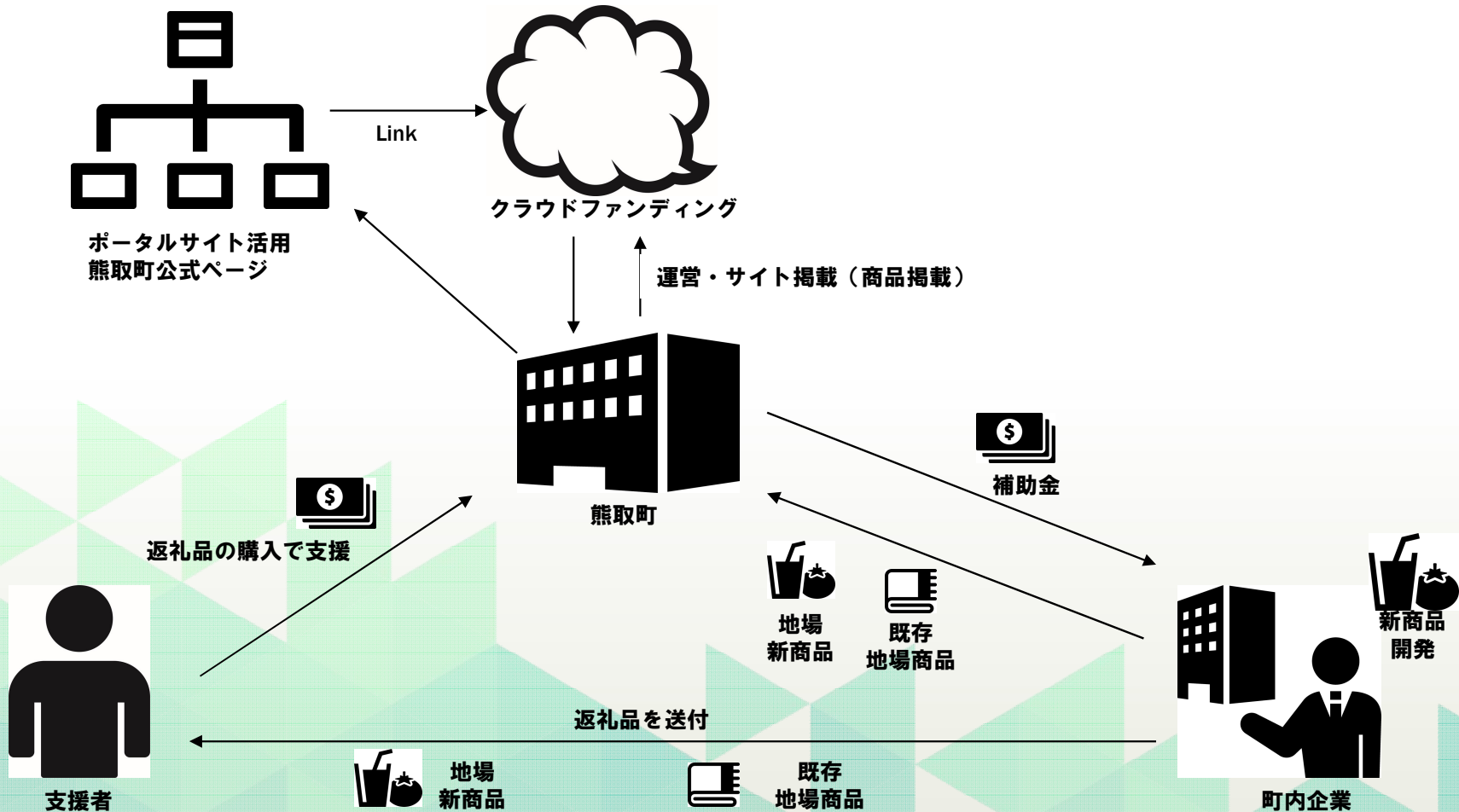
1. 既存事業（商品・サービス）における業務効率化（品質・作業効率化）の支援
2. 新商品開発（地場産品/新事業）の創出支援
3. 商品及びサービスのブランディング確立及び周知
4. 事業発展、安定経営に寄与
5. 熊取町活性化及び今後の事業支援の原資獲得

## 本事業の要件

---

- ・ 町内の法人又は個人の事業者
  - ・ 自らが事業の実施主である者
  - ・ 町内に事業を有し、又は開設を予定するもので、補助金の交付決定の日から5年以上継続して補助事業を行う意思を有する者
  - ・ 本事業での寄付額が目標額に達した者又は寄付額が目標額に達しない場合であっても、自らの責において本事業を行う者
  - ・ 新たな地場産品の創出等を行った地場産品を、町のふるさと納税の返礼品として登録する意思を有する者
- ・ 補助率 クラウドファンディング達成額の5/10（補助対象経費額）

# 地方創生熊取町地方創生クラウドファンディング（KFC）フレームワーク



1. 補助対象経費が機械装置費や建設費に使用可能

2. 目標額を達成すれば自己負担金は「0」

※目標額を補助対象経費の2倍に設定

3. 24時間365日、営業活動（人件費等不要）

4. 目標額に達成しなくても事業遂行できる

5. 返礼はふるさと納税品となるため企業負担はなし

## 1. 補助金は営業外収益となる（決算書）

## 2. クラウドファンディングの特性を理解する必要がある

- クラウドファンディングスタート時に目標金額の30%を確保必須
- クラウドファンディングの告知の重要性（SNSやホームページで告知）
- ストーリーの重要性

## 3. クラウドファンディングの進捗に合わせた生産体制

# 使用例

## ○タオルプロジェクト（地場産品）

泉州タオルにおける熊取町内へム加工の生産体制強化  
シャーリング加工による新商品開発での付加価値向上

## ○目的

機械導入（中古品）2,000,000円

## ○現状の課題

- ①へム加工を行える企業及び熟練職人（本マシン）の減少。
- ②泉州タオルのへム加工の多くが今治のライバル地で加工されている。



熊取タオル



## 【クラウドファンディング達成ケース】

クラウドファンディング目標額【4,000,000円】

クラウドファンディング実績額4,000,000円

補助金：2,000,000

熊取町 2,000,000円※

※返礼品代（30%以内及び送料）は、  
熊取町から事業者に補助金とは別途お支払い

## 【クラウドファンディング未達成ケース】

クラウドファンディング目標額【4,000,000円】

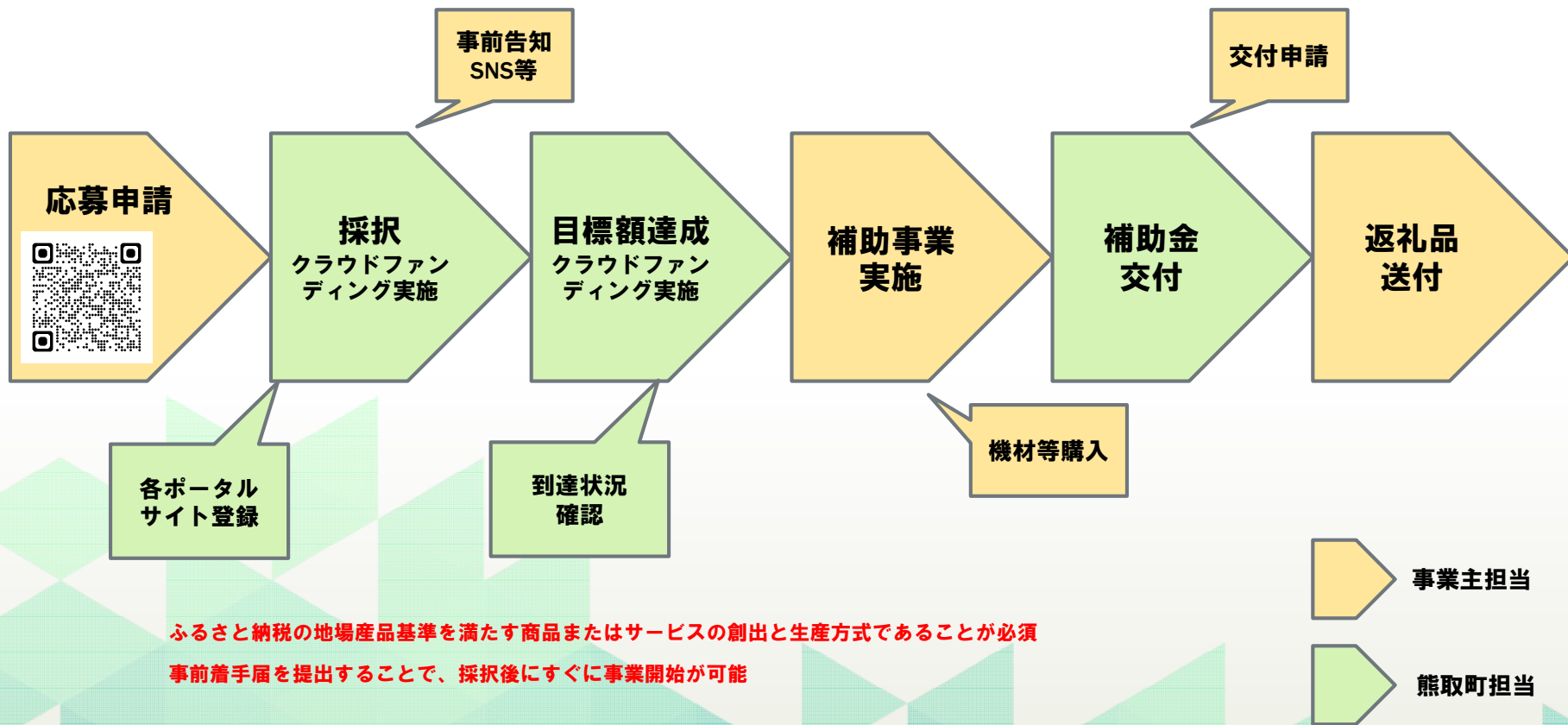
クラウドファンディング実績額3,000,000

補助金：1,500,000

熊取町：0

自己負担 500,000

# ワークフロー



# その他補助金の活用

## ○小規模事業者持続化補助金（商工会サポート）

	一般型				創業型
	通常枠	インボイス特例	賃金引上げ特例	災害支援枠	
要件	経営計画を作成し販路開拓等に取り組む小規模事業者	免税事業者から課税事業者に転換	事業場内最低賃金を50円以上引き上げる小規模事業者	令和6年能登半島地震等における被災小規模事業者	産競法に基づく「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援」を受けた小規模事業者
補助上限	50万円	補助上限 50万円上乘せ	補助上限 150万円上乘せ	直接被害：200万円 間接被害：100万円	200万円 ※インボイス特例は適用
補助率	2 / 3 ※賃金引上げ特例を選択した事業者のうち、赤字事業者は3 / 4			定額、2 / 3	2 / 3
対象経費	機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む）、旅費、開発費、資料購入費、借料、設備処分費、委託・外注費（税理士等への相談・コンサルティング費用など）			左記に加え、車両購入費	通常枠同様
昨年度補正予算等からの主な変更点	卒業枠・後継者支援枠を廃止			令和6年奥能登豪雨を対象に追加	